

一般社団法人京都府北部地域・大学連携機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人京都府北部地域・大学連携機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府福知山市字堀3370番地 学校法人成美学園 成美大学内に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、大学の集積がない京都府北部地域において、京都における戦略的大学連携が推進してきた「地域公共人材」育成システム構築の成果を踏まえて、大学と地域社会の各主体が重層的かつ恒常的な連携のプラットフォームを確立することにより、京都府北部における多様な課題に対応する地域公共人材の育成、都市農村交流やセクター横断型の人材の活用などを推進するための産官学民の連携体制の構築、それらを通じた地域課題の解決及び地域社会の活性化を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 京都府北部における公共的・地域的活動に関わる幅広い人材の体系的育成
- (2) 京都府北部地域と大学とのコーディネート
- (3) 京都府北部における「人おこし」「ことおこし」のためのプロデュース
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(剰余金の分配の禁止)

第6条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第2章 社員

(入社)

第7条 当法人の社員として入社しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申込み、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 社員について、入会金及び会費は不要とする。

(退社)

第9条 社員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 この場合において、当法人は、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(社員の資格喪失)

第11条 前2条のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

第3章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員を選任及び解任

- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 残余財産の帰属先
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、社員総会の日前の1週間前までに、書面又は電子メールにより、各社員に対して発する。ただし、書面又は電子メールによる議決権の行使を認める場合は、社員総会の日前の2週間前までにその通知を発する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出又は電子メールの提供をしなければならない。

(書面又は電子メールによる議決権の行使)

第22条 社員は、書面又は電子メールにより議決権を行使することができる。この場合に

において、当該社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、書面又は電子メールにより、当該記載をした議決権行使書面を当法人に提出する。

- 2 前項の規定により書面又は電子メールによって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は社員が社員総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 社員総会に出席した役員の氏名又は名称
- (4) 社員総会の議長の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (6) その他法令で定めた事項

第4章 役員

(役員の設定)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第26条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第28条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 会計

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事による監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類については、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

3 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書については、作成した時から10年間、保存する。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、次の団体のいずれかに贈与するものとする。

(1) 国・地方公共団体

(2) 公益社団法人・公益財団法人

- (3) 学校法人
- (4) 特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）
- (5) 国立大学法人・大学共同利用機関法人
- (6) 公立大学法人

第7章 附則

（最初の事業年度）

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

（設立時の社員の氏名又は名称及び住所）

第36条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府知事 山田 啓二
京都府京都市下京区中堂寺命婦町1-10 一般財団法人地域公共人材開発機構
代表理事 足立 幸男

（設立時役員）

第37条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 戸祭 達郎
設立時理事 本田 一泰
設立時理事 眞下 賢一
設立時代表理事 富野 暉一郎
設立時監事 山中 明彦

（法令の準拠）

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人京都府北部地域・大学連携機構を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年4月7日

設立時社員 京都府知事 山田 啓二

設立時社員 一般財団法人地域公共人材開発機構 代表理事 足立 幸男